

鈴鹿市監査委員公表第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、定期監査等の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、その内容について次のとおり公表する。

令和7年8月4日

鈴鹿市監査委員 鈴木 謙 治

鈴鹿市監査委員 山 田 梨津子

鈴鹿市監査委員 水 谷 進

定期監査等の監査結果に基づく措置について

1 措置の内容

(1) 社会福祉法人鈴鹿市社会福祉協議会

所管課／健康福祉部健康福祉政策課

ア 監査区分 財政援助団体監査

イ 監査結果提出日 令和7年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和7年6月27日

エ 指摘事項

ふれあい広場鈴鹿実行委員会に対する補助金について、例年定額で交付しているが、実施事業に見合った補助金を交付するため、交付申請から実績報告までの一連の手続きを定めた補助要綱等の基準を整備されたい。

オ 措置結果

対象事業の交付申請から実績報告等に係る必要書類や、一連の手続きを定めた補助金交付要綱が整備されたことを確認しました。

(2) 労働福祉会館

指定管理者／三重コニックス株式会社

所管課／産業振興部産業政策課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和7年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和7年6月23日

エ 指摘事項

過去に市から無償で貸与された備品のうち、現在使用されていないものが見受けられた。所管課と協議の上、廃棄等の整理をするとともに、基本協定書についても適宜見直されたい。

オ 措置結果

劣化による使用不可能な備品の確認・廃棄を行い、廃棄済の備品とともに市の備品台帳から削除しました。

また、基本協定書及び年度協定書についても備品リストから削除し、修正しました。今後は、廃棄した備品は、備品台帳から削除し、両協定書の備品リストと突合を行い管理します。

(3) 労働福祉会館

指定管理者／三重コニックス株式会社

所管課／産業振興部産業政策課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和7年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和7年6月23日

エ 指摘事項

指定管理者が行う業務の一部について第三者へ委託しているが、市の承諾を得ていないものが見受けられた。基本協定書の規定に基づき、適正な手続きを行うよう改められたい。

オ 措置結果

第三者へ委託している業務を確認し、承諾しました。今後は、あらかじめ市の承諾を得てから委託するよう、指示しました。

(4) 労働福祉会館

指定管理者／三重コニックス株式会社

所管課／産業振興部産業政策課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和7年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和7年6月23日

エ 指摘事項

経理処理の基本的事項を定める経理規程の内容と合致していない処理方法が見受けられたので、所管課と協議の上、改められたい。

オ 措置結果

経理規程の内容が現状にそぐわない点について、両者で協議の上、合致するよう修正し、令和7年4月1日から施行しました。

(5) 白子駅東自転車駐車場、白子駅東第2自転車駐車場、白子駅西自転車駐車場
指定管理者／蔦井株式会社

所管課／危機管理部交通防犯課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和7年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和7年4月30日

エ 指摘事項

利用料金の減免及び還付について、鈴鹿市自転車駐車場管理条例施行規則第8条第3項及び第11条第2項に定める手続きを行っていないので改められたい。

オ 措置結果

鈴鹿市自転車駐車場管理条例施行規則第8条第3項に定める利用料金の減免については「自転車駐車場駐車料金減免決定書」、同規則第11条第2項に定める利用料金の還付については「自転車駐車場駐車料金還付決定通知書」の様式を定めました。今後は、管理人への周知のうえ、定めた様式により必要な手続きを行います。

(6) 牧田コミュニティセンター

指定管理者／牧田地区地域づくり協議会

所管課／地域振興部地域協働課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和7年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和7年6月20日

エ 指摘事項

現行の指定管理において協定書から削除した備品について、指定管理者が台帳を整備し管理しているが、適切な管理を行う上でも指定管理者と市双方が状況を把握することが望ましい。取扱いについて協定書に明文化するなど、所管課と協議の上、見直されたい。

オ 措置結果

協定書から削除した備品の取扱いについては、指定管理者が管理する物品として、年度協定書第5条及び別紙1 管理物品一覧に追記しました。

(7) 牧田コミュニティセンター

指定管理者／牧田地区地域づくり協議会

所管課／地域振興部地域協働課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和7年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和7年6月20日

エ 指摘事項

使用許可申請書の受付の一部について、鈴鹿市コミュニティセンター条例施行規則の規定に基づかない運用を行っているものが見受けられた。規則と運用が整合するよう見直しを図られたい。

オ 措置結果

鈴鹿市コミュニティセンター条例施行規則の規定に基づいて運用を行うよう運用方法の見直しを行い、仮予約を行うことはできないことにしました。

また、利用の申込みに関して、サークル活動を目的とした申込みの場合も、会議等の場合と同様に、使用日の属する月の3月前の月の初日から受付するよう改めることとしました。利用者には周知期間を設けるなど配慮しながら改善していくよう指定管理者に対して指導しました。

(8) 牧田コミュニティセンター

指定管理者／牧田地区地域づくり協議会

所管課／地域振興部地域協働課

ア 監査区分 指定管理者監査

イ 監査結果提出日 令和7年3月28日

ウ 措置通知年月日 令和7年6月20日

エ 指摘事項

コミュニティセンターの使用許可後の使用変更又は取消しについて、鈴鹿市コミュニティセンター条例施行規則第4条に基づき適正に手続きを行うよう改められたい。

オ 措置結果

コミュニティセンターの使用許可後に、申込者より使用変更又は取消しの依頼があった場合、利用者には使用許可書を添えて、使用変更（取消し）申請書を提出してもらい、内容が適当である場合は、利用者に使用変更（取消し）許可書を交付するよう改めました。